

第 1 問 答 案 用 紙 < 1 >
(租 税 法)

問題 1

問 1

事実①について，A社の平成27事業年度の法人税の確定申告上，2,000万円の支出は，損金の額に算入されない（法人税法55条5項）。

問 2

事実②について，Pの平成27年分の所得税の確定申告上，新株予約権の譲渡は，給与所得として取り扱われ，その収入金額は100万円である（所得税法41条の2）。

問 3

事実③について，A社の平成27事業年度の法人税の確定申告上，建築用機械の評価損700万円は，損金の額に算入される（法人税法33条2項）。

問 4

事実④について，A社の平成28事業年度の法人税の確定申告上，A社が受けた固定資産税の還付金300万円は，益金の額に算入される（法人税法22条2項，4項）。

第 1 問 答 案 用 紙 < 2 >
(租 税 法)

問題 2

番号	○×欄	記述欄
①	○	法人税法70条
②	×	A社は，交換により取得した乙土地の帳簿価額について，損金経理により
		減額した差益金に相当する金額を，損金の額に算入することはできない（法
		人税法50条1項）。
③	○	法人税法2条29号の2，4条
④	×	A社からPへの掛け軸の贈与について，A社に消費税が課される（消費税
		法4条1項，5項2号）。
⑤	○	所得税法9条1項15号

この解答速報の著作権はT A C (株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

【解答への道】

I 合格ライン

第1問は，法人税法，所得税法及び消費税法の理論問題である。問題1の問4及び問題2の①，③は，難易度の高い出題であった。それ以外の箇所をどれだけしっかり書けたか，が勝負の分かれ目であろう。

制限時間等を加味して，第1問の合格ラインは5割程度であろう。

II 答練との対応関係

問題1

応用答練	第2回	第1問	問題2
直前答練	第3回	第1問	問題2
公開模試	第1回	第1問	問題2
公開模試	第2回	第1問	問題1

問題2

応用答練	第2回	第1問	問題1
直前答練	第1回	第1問	問題2
直前答練	第2回	第1問	問題2

問題 1

問 1 不正行為等に係る費用（法人税法）

1. 取扱い

法人税法55条〔不正行為等に係る費用等の損金不算入〕5項抜粋

内国法人が供与をする賄賂又は不正競争防止法に規定する金銭その他の利益に当たるべき金銭の額及び金銭以外の資産の価額並びに経済的な利益の額の合計額に相当する費用又は損失の額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

2. 留意点

かねてより、業務に必要な賄賂の損金性については学説上争いがあったが、平成18年度の税制改正において、損金に算入されない旨が明文化された。なお、同じタイミングで所得税法45条2項にも同様の規定が整備された。

問 2 新株予約権の譲渡（所得税法）

1. 取扱い

所得税法41条の2〔発行法人から与えられた株式を取得する権利の譲渡による収入金額〕抜粋

居住者が株式を無償又は有利な価額により取得することができる権利として政令で定める権利を発行法人から与えられた場合において、当該居住者が当該権利をその発行法人に譲渡したときは、当該譲渡の対価の額から当該権利の取得価額を控除した金額を、第二十八条第一項（給与所得）に規定する給与等の収入金額とみなして、この法律の規定を適用する。

2. 留意点

従来、新株予約権の権利行使前の発行会社への譲渡は、原則として申告分離課税となっていたが、平成26年4月1日以降の譲渡から、給与所得として総合課税の対象となった。

問3 資産の評価損（法人税法）

1. 取扱い

法人税法33条〔資産の評価損の損金不算入等〕2項抜粋

内国法人の有する資産につき、災害による著しい損傷により当該資産の価額がその帳簿価額を下回ることとなったことその他の政令で定める事実が生じた場合において、その内国法人が当該資産の評価換えをして損金経理によりその帳簿価額を減額したときは、その減額した部分の金額のうち、その評価換えの直前の当該資産の帳簿価額とその評価換えをした日の属する事業年度終了の時における当該資産の価額との差額に達するまでの金額は、その評価換えをした日の事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2. 留意点

評価損の計上には恣意性介入の余地が高い。したがって、法人税法においては、固定資産の評価損の損金算入は原則として認められていない。しかし、災害による著しい損傷等の特別な事由が生じた場合にまで、この原則を適用することは納税者にとって酷であるため、33条2項において、その例外規定を定めている。

問4 各事業年度の所得の金額の計算（法人税法）

1. 取扱い

(1) 法人税法22条〔各事業年度の所得の金額の計算〕2項

内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係る当該事業年度の収益の額とする。

(2) 法人税法22条4項

第二項に規定する当該事業年度の収益の額及び前項各号に掲げる額は、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されるものとする。

2. 留意点

過年度の固定資産税の金額に誤りがあったのであるから、平成26事業年度の固定資産税（損金の額）を減額して修正申告を行うべきとも考えられる。しかし、還付金の金額 300万円が確定したのは平成28事業年度であるため、平成28事業年度の益金の額に算入すべきと解する。

問題 2

I. ①について

1. 取扱い

法人税法70条〔仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除〕抜粋

内国法人の各事業年度開始の日前に開始した事業年度の所得に対する法人税につき税務署長が更正をした場合において，当該更正につき第百三十五条第一項（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の還付の特例）の規定の適用があつたときは，当該更正に係る同項に規定する仮装経理法人税額は，当該各事業年度（当該更正の日以後に終了する事業年度に限る。）の所得に対する法人税の額から控除する。

2. 留意点

仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額（いわゆる「仮装経理法人税額」）は，原則として還付されず，法人税法70条に基づき，当該更正の日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税額から控除されることとなる。

II. ②について

1. 取扱い

法人税法50条〔交換により取得した資産の圧縮額の損金算入〕1項抜粋

内国法人が，各事業年度において，一年以上有していた固定資産で次の各号に掲げるものをそれぞれ他の者が一年以上有していた固定資産で当該各号に掲げるものと交換し，その交換により取得した当該各号に掲げる資産（以下この条において「取得資産」という。）をその交換により譲渡した当該各号に掲げる資産の譲渡の直前の用途と同一の用途に供した場合において，その取得資産につき，その交換により生じた差益金の額として政令で定めるところにより計算した金額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額したときは，その減額した金額に相当する金額は，当該事業年度の所得の金額の計算上，損金の額に算入する。

一 土地

2. 留意点

A社が交換により取得した資産の圧縮額の損金算入（法人税法50条）の適用を受けるためには，A社が甲土地を，Pが乙土地を，それぞれ1年以上有している必要がある。

本問では，Pは乙土地を1年以上有していないため，当該規定の適用を受けることができない。

この解答速報の著作権はT A C (株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

Ⅲ. ③について

1. 取扱い

(1) 法人税法 2 条〔定義〕 29号の 2 抜粋

この法律において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

二十九の二 法人課税信託 次に掲げる信託をいう。

イ 受益権を表示する証券を発行する旨の定めのある信託

(2) 法人税法 4 条〔納税義務者〕 1 項

内国法人は，この法律により，法人税を納める義務がある。ただし，公益法人等又は人格のない社団等については，収益事業を行う場合，法人課税信託の引受けを行う場合又は第八十四条第一項（退職年金等積立金の額の計算）に規定する退職年金業務等を行う場合に限る。

(3) 法人税法 4 条 3 項抜粋

外国法人は，第百三十八条（国内源泉所得）に規定する国内源泉所得を有するとき，法人課税信託の引受けを行うとき又は第百四十五条の三（外国法人に係る退職年金等積立金の額の計算）に規定する退職年金業務等を行うときは，この法律により，法人税を納める義務がある。

(4) 法人税法 4 条 4 項

個人は，法人課税信託の引受けを行うときは，この法律により，法人税を納める義務がある。

2. 留意点

内国法人，外国法人及び個人は，法人課税信託の引受けを行うときは，法人税を納める義務がある。

Ⅳ. ④について

1. 取扱い

(1) 消費税法 4 条〔課税の対象〕 1 項抜粋

国内において事業者が行った資産の譲渡等及び特定仕入れには，この法律により，消費税を課する。

(2) 消費税法 4 条 5 項 2 号抜粋

次に掲げる行為は，事業として対価を得て行われた資産の譲渡とみなす。

二 法人が資産をその役員に対して贈与した場合における当該贈与

2. 留意点

P は A 社の代表取締役（役員）であるため，みなし譲渡の適用対象となり，また掛け軸は非課税資産に該当しない。そのため，A 社は当該取引について消費税が課されることとなる。

この解答速報の著作権はT A C (株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

V. ⑤について

1. 取扱い

所得税法 9 条〔非課税所得〕 1 項15号

次に掲げる所得については，所得税を課さない。

十五 学資に充てるため給付される金品（給与その他对価の性質を有するものを除く。）及び
扶養義務者相互間において扶養義務を履行するため給付される金品

2. 留意点

QがPから受領した 100万円は，学費に充てられるために給付された金品であるため，所得税
が課されない。

第 2 問 答 案 用 紙< 1 >
(租 税 法)

問題 1

問 1

(単位：円)

I 法人税額の計算

当期純利益の額

665, 260, 745

加算すべき金額

減算すべき金額

(受取利息及び配当金等について)

・内国法人株式等

関連法人株式等について

, ,

1, 600, 000

非支配目的株式等について

, ,

, 340, 000

上記以外の株式等について

, ,

, 500, 000

・外国法人株式等

X 社株式について

, ,

7, 600, 000

Y 社株式について

, , 0

, ,

(減価償却について)

4. 減価償却についての資料 (1)

事務所 a

33, 575, 000

, ,

パソコン b

, 60, 000

, ,

複写機 c

, 120, 000

, ,

4. 減価償却についての資料 (2)

特定生産性向上設備等 (機械 d)
で損金経理した減価償却の額

20, 000, 000

(役員給与について)

取締役 A の役員給与について

1, 300, 000

, ,

(交際費等について)

6. 交際費等についての資料

(1) の交際費等の損金不算入額

10, 600, 000

, ,

(2) の交際費等について

交際費等の損金不算入額

, 325, 000

, ,

仮払金の調整額

, ,

, 400, 000

第 2 問 答 案 用 紙< 2 >

(租 税 法)

	加算すべき金額	減算すべき金額
(租税公課等について)		
7. 租税公課等についての資料		
(1) に対応する税務処理	， ，	67, 930, 300
(2) に対応する税務処理	， 971, 157	， ，
(3) に対応する税務処理	2, 225, 000	， ，
(4) に対応する税務処理	289, 700, 600	， ，
(5) に対応する税務処理	， 600, 000	， ，
(海外子会社との取引について)		
固定資産売却について	， ， 0	， ，
(前期の法人税の申告について)		
前期売上計上漏れ	， ，	2, 000, 000
前期売上原価計上漏れ	1, 800, 000	， ，
(その他申告調整)	． ． ． ． ． ．	． ． ． ． ． ．
(法人税額の計算)		
所得金額	900, 000, 000	
法人税額	XXX, XXX, XXX	
特定生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の 特別控除	， ， 0	
所得税額控除額及び復興特別所得税額控除額	， 941, 157	
外国税額控除額	， 580, 770	
中間申告法人税額	XXX, XXX, XXX	
納付すべき法人税額	73, 328, 000	
	(百円未満切捨て)	

この解答速報の著作権はT A C (株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

第 2 問 答 案 用 紙< 3 >
(租 税 法)

Ⅱ 期末利益積立金額及び期末資本金等の額の計算の一部

期末利益積立金額の計算				
区 分	期 首 現 在 利益積立金額	当 期 の 増 減		期末利益積立金額 ①－②＋③
		減	増	
	①	②	③	④
	円	略		円
資本金等の額 (みなし配当に関するもの)	0			△, 800, 000

期末資本金等の額の計算				
区 分	期 首 現 在 資本金等の額	当 期 の 増 減		期末資本金等の額 ①－②＋③
		減	増	
	①	②	③	④
資本金又は出資金	400, 000, 000円	略		400, 000, 000円
自 己 株 式 (純資産の部に付表示されたもの)	0			△10, 800, 000
利 益 積 立 金 額 (みなし配当に関するもの)	0			800, 000

第 2 問 答 案 用 紙< 4 >
(租 税 法)

問 2

〔問〕

1. 特定同族会社の判定割合

55.5

%

(小数点第 1 位未満切捨て)

(例： 65.27%の場合，65.2%)

〔問〕

2. 当期留保金額

172,805,400

円

〔問〕

3. 課税留保金額

74,058,000

円

(千円未満切捨て)

第 2 問 答 案 用 紙 < 5 >
(租 税 法)

問題 2

(単位：円)

1. 所得金額の計算

総合課税

配当所得の金額		110, 000
---------	--	----------

事業所得の金額	営業収入	21, 060, 000
---------	------	--------------

	減価償却費	△ , 400, 000
--	-------	--------------

	青色事業専従者給与	△ 2, 400, 000
--	-----------	---------------

	その他の経費	△ 6, 400, 000
--	--------	---------------

	青色申告特別控除	△ , 650, 000	XXX, XXX, XXX
--	----------	--------------	---------------

給与所得の金額		2, 172, 000
---------	--	-------------

雑所得の金額		XXX, XXX, XXX
--------	--	---------------

総所得金額		XXX, XXX, XXX
-------	--	---------------

分離課税

土地建物の譲渡所得の金額		3, 963, 000
--------------	--	-------------

株式の譲渡所得の金額		, 970, 000
------------	--	------------

2. 所得控除の計算

医療費控除		, 430, 000
-------	--	------------

配偶者控除		, , 0
-------	--	-------

扶養控除		, 630, 000
------	--	------------

その他		1, 480, 000
-----	--	-------------

3. 税額計算

課税総所得金額に対する所得税額		2, 102, 910
-----------------	--	-------------

土地建物の課税譲渡所得の金額に対する所得税額		, , 0
------------------------	--	-------

株式の課税譲渡所得の金額に対する所得税額		, 145, 500
----------------------	--	------------

4. 税額控除

配当控除		, 5, 500
------	--	----------

第 2 問 答 案 用 紙< 6 >
(租 税 法)

問題 3

問 1

(単位：円)

[問] 1. 課税売上割合の計算

(1) 課税売上額	4, 820, 000, 000
(2) 免税売上額	, 450, 000, 000
(3) 非課税売上額 (有価証券等の譲渡対価の額は特例適用後)	, 108, 250, 000
(4) 課税売上割合 (分数)	$\frac{5, 270, 000, 000}{5, 378, 250, 000}$

[問] 2. 課税仕入れ等に係る消費税額の計算

(1) 課税仕入れに係る消費税額のうち課税資産の譲渡等 にのみ要するもの	, 260, 952, 300
(2) 課税仕入れに係る消費税額のうちその他の資産の譲渡等 にのみ要するもの	, , 113, 400
(3) 課税仕入れに係る消費税額のうち課税資産の譲渡等 とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの	, , 630, 000

[問] 3. 課税標準額に対する消費税額

, 303, 660, 000

[問] 4. 納付すべき消費税額の計算

(1) 控除対象仕入税額	, 261, 569, 700
(2) 貸倒れに係る税額	, , 189, 000
(3) 納付すべき消費税額	, 41, 901, 300

(百円未満切捨て)

問 2

(単位：円)

(1) P 社の納付すべき消費税額	, 14, 502, 600
(2) S 1 社の納付すべき消費税額	, 18, 207, 000
(3) S 2 社の納付すべき消費税額	, , 882, 000
(4) S 3 社の納付すべき消費税額	, , 617, 400

(百円未満切捨て)

【解答への道】

I 合格ライン

第2問は問題1が法人税法、問題2が所得税法、問題3が消費税法の総合問題であった。

法人税法の計算では、「期末利益積立金額及び期末資本金等の額の計算」の穴埋めという、過去問にはなかった形式の出題がなされたり、「特定同族会社の留保金課税」の計算において欠損金の繰越控除額の取扱いが問われている等、一部解きづらい問題が含まれていた。

所得税法の計算では、「平成21年に取得した国内にある土地を譲渡した場合の1,000万円の特別控除の特例」については正答が困難であったものの、当該箇所以外は十分に正答が可能である。

消費税法の計算では、問1では総合問題、問2では簡易課税を含む仕入税額控除の小問が出題された。問1では、海外取引先の日本事務所に対する役務提供や事業譲渡など、要所に判断に迷う論点が含まれており、完答するのは困難であった。

各問については上記のとおりであるが、第2問全体では非常に分量が多く、2時間という解答時間では問題の取捨選択が必要になる。そのため、第2問で約4割の点数が確保できていれば、合格ラインにいると考えて良いだろう。

II 答練との対応関係

問題1

基礎答練	第1回	第2問	問題1
基礎答練	第2回	第2問	問題1
基礎答練	第3回	第2問	問題1
応用答練	第1回	第2問	問題1
応用答練	第2回	第2問	問題1
直前答練	第1回	第2問	問題1
直前答練	第2回	第2問	問題1
直前答練	第3回	第2問	問題1
全国模試	第1回	第2問	問題1
全国模試	第2回	第2問	問題1
アクセス	第1回		
アクセス	第2回		
アクセス	第3回		
アクセス	第5回		
アクセス	第9回		
アクセス	第11回		

問題 2

基礎答練 第1回 第1問 問題1
基礎答練 第2回 第1問 問題1
基礎答練 第3回 第1問 問題1
応用答練 第1回 第2問 問題2
応用答練 第2回 第2問 問題2
直前答練 第2回 第2問 問題2
全国模試 第1回 第2問 問題2
全国模試 第2回 第2問 問題2
アクセス 第7回
アクセス 第8回

問題 3

基礎答練 第1回 第1問 問題2
基礎答練 第2回 第1問 問題2
基礎答練 第3回 第1問 問題2
応用答練 第1回 第2問 問題3
応用答練 第2回 第2問 問題3
直前答練 第2回 第2問 問題3
全国模試 第1回 第2問 問題3
全国模試 第2回 第2問 問題3
アクセス 第4回
アクセス 第6回

問題 1

問 1

1. 受取利息及び配当金等について

- (1) 配当等の額は、源泉徴収税額控除前の収入金額を使用する。
- (2) 受取配当等の益金不算入額の計算方法は、次のとおりである。

① 配当等の額

- i 関連法人株式等
- ii その他の株式等
- iii 非支配目的株式等

② 益金不算入額

- i 関連法人株式等
配当等の額 - 控除負債利子
- ii その他の株式等
配当等の額 $\times$ 50%
- iii 非支配目的株式等
配当等の額 $\times$ 20%
- iv i + ii + iii 「受取配当等の益金不算入額」(減算)

(3) 関連法人株式等

関連法人株式等とは、次の要件をいずれも満たす株式等をいう。

- ① 内国法人の保有株式数 $>$ 他の内国法人の発行済株式等の総数 $\times 1/3$
(自己株式を除く)
- ② 配当等の額の計算期間の初日からその計算期間の末日まで継続して $1/3$ 超を保有 (計算期間が6月以上の場合には基準日以前6月以上継続保有)

なお、「非支配目的株式等」とは、基準日において株式保有割合が5%以下の株式等が該当し、「その他の株式等」とは、他のいずれにも該当しない株式等 (その他の株式等、持株割合5%超 $1/3$ 以下) をいう。また、この2つには継続保有要件は付されていない。

本問では、A社株式は非支配目的株式等、B社株式はその他の株式等、C社株式は関連法人株式等に該当する。

この解答速報の著作権はT A C (株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

【計算過程】（単位：円）

（受取利息及び配当金等について）

1. 受取配当等の額

（1）関連法人株式等（C社株式）

2,000,000

（2）非支配目的株式等（A社株式）

1,700,000

（3）その他の株式等（B社株式）

1,000,000

2. 受取配当等の益金不算入額

（1）関連法人株式等

$2,000,000 - 400,000 = 1,600,000$ （減算）

（2）非支配目的株式等

$1,700,000 \times 20\% = 340,000$ （減算）

（3）その他の株式等

$1,000,000 \times 50\% = 500,000$ （減算）

2. 外国子会社から受ける配当等の益金不算入

（1）外国子会社

① 持株割合等 …… 発行済株式等（自己の株式等を除く）又は議決権数の25%以上

② 保有期間 …… 配当等の支払義務確定日以前6ヶ月以上継続保有

本問ではX社株式が外国子会社に該当する。

（2）取扱い

内国法人が外国子会社から受ける配当等の額がある場合には，**その配当等の額の95%相当額を各事業年度の益金の額に算入しない。**

【計算過程】（単位：円）

（受取利息及び配当金等について）

1. X社株式

$8,000,000 \times 95\% = 7,600,000$ （減算）

2. Y社株式

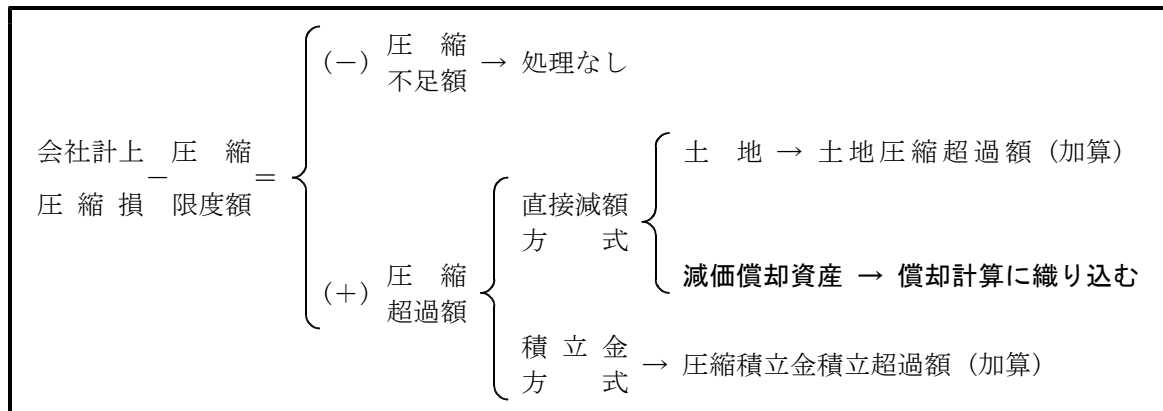
調整なし

この解答速報の著作権はTAC(株)のものであり、無断転載・転用を禁じます。

3. 減価償却について

(1) 事務所 a

圧縮超過額の処理は次のように行う。



(注) 償却費として損金経理した金額

減価償却資産につき帳簿価額を損金経理により減額した場合（直接減額方式）における圧縮超過額は、償却費として損金経理した金額に含むものとされ、「圧縮超過額」ではなく、「減価償却超過額」として別表4で加算する。

$$(\text{会社計上償却費} + \text{圧縮超過額}) - \text{償却限度額} = \text{減価償却超過額 (加算)}$$

- (2) パソコン b は、一括償却を選択しているため、当期に除却した場合にも一括償却の計算を続ける。
- (3) 複写機 c は、所有権移転外リース取引により取得した減価償却資産に該当するため、リース期間定額法により減価償却を行う。
- (4) 機械 d は特定生産性向上設備等に該当し、平成27年4月1日に取得しているため、特別償却限度額については、その取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額とされ、取得価額の全額を償却（即時償却）することができる。なお、税額控除と選択できるが、問題文の指示から即時償却を選択すること。

この解答速報の著作権はT A C (株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

【計算過程】（単位：円）

（減価償却について）

1. 事務所 a

（1）圧縮超過額

$$180,000,000 - 146,000,000 = 34,000,000$$

（2）償却超過額

$$250,000 + 34,000,000 - (200,000,000 - 146,000,000) \times 0.025 \times \frac{6}{12} = 33,575,000 \text{ (加算)}$$

2. パソコン b

$$120,000 - 180,000 \times \frac{12}{36} = 60,000 \text{ (加算)}$$

3. 複写機 c

$$300,000 - 1,800,000 \times \frac{6}{60} = 120,000 \text{ (加算)}$$

4. 機械 d の減価償却の額

$$20,000,000$$

4. 役員給与について

役員報酬のうち定期給与については上乗せされた部分のみ，定期同額給与に該当せず，損金不算入となる。また，事前確定届出給与については，届け出た金額と実際の支給額が異なる場合には，その全額が損金不算入となる。

【計算過程】（単位：円）

（役員給与について）

役員給与の損金不算入額

$$150,000 \times 4 \text{ ヶ月} + 700,000 = 1,300,000 \text{ (加算)}$$

この解答速報の著作権はT A C (株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

5. 交際費等について

(1) 売上割戻し等の支払に代えてする旅行，観劇等の費用

法人が，その得意先に対して支出する売上割戻し等の費用であっても，一定額に達するまでは現実に支払をしないで預り金等として積み立て，一定額に達した場合に，その積立額によりその得意先を旅行，観劇等に招待することとしているときは，その預り金等として積み立てた金額は，その積み立てた日を含む事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入しないで，旅行，観劇等に招待した日を含む事業年度において交際費等として支出したものとする。

この場合に，たまたまその旅行，観劇等に参加しなかった得意先に対し，その預り金等として積み立てた金額の全部又は一部に相当する金額を支払ったとしても，その支払った金額は交際費等に該当する。

(2) 仮払交際費については，接待行為が生じた時点で交際費等として認識されるため，いったん別表4で減算した上で，当期の支出交際費等を含める。

【計算過程】（単位：円）

（交際費等について）

1. 仮払交際費認定損

400,000（減算）

2. 交際費等の損金不算入額

(1) について

$10,000,000 + 600,000 = 10,600,000$ （加算）

(2) について

$400,000 - 150,000 \times 50\% = 325,000$ （加算）

この解答速報の著作権はTAC(株)のものであり、無断転載・転用を禁じます。

6. 租税公課等について

(1) 租税公課

- ① 事業税は申告した事業年度の損金となるため、前期分の事業税は別表4で減算する。なお、納税充当金の余剰額 2,738,400(=291,000,000-288,261,600)円は、取り崩して収益計上されていないため、別表4での減算は不要である。
- ② 中間納付額については、本問では一旦仮払法人税等で計上された後、法人税等へ振り替えられ費用計上される会計処理が行われている。このため、税務調整において、損金不算入項目である法人税及び住民税部分を、別表4において加算する。
- ③ 当期に費用計上した納税充当金の繰入額は費用の見積計上であり債務未確定であるため、損金の額に算入されない。

(2) 所得税額控除

- ① 所得税額控除の計算は元本の種類ごとに行う。元本は、i 株式出資、ii 受益証券及びiiiその他の3種類に区分する。
- ② 本問では、i 株式出資のうち、B社株式とC社株式について按分計算を行う。按分計算の方法には、「個別法」と「簡便法」の2つがあり、有利選択を行う。
- ③ 本問では、iiiその他には、公社債利子と預金利子が該当し、按分計算は不要である。なお、公社債利子については、平成28年1月1日以後に支払を受ける利子に係る所得税の額は、その全額が控除対象となる。
- ④ 復興特別所得税額は、所得税額とみなして、法人税の額から控除する。
- ⑤ 預金利息に含まれる住民税利子割は、別表4において加算する。

(3) 外国税額控除

- ① 内国法人が外国子会社(X社)から受ける配当等の益金不算入の適用を受ける場合には、その剰余金の配当等に係る外国源泉税等の額は、各事業年度の損金の額に算入しない。また、当該外国源泉税については、外国税額控除の適用はない。
- ② Y社株式からの配当金から控除された税額は、外国税額控除の対象となる。
- ③ 別表4の所得金額の計算上、加算される外国法人税額は、次の金額とされる。

- i 納付する外国法人税の額
- ii その国の外国法人税の課税標準額 × 35%
- iii i と ii の少ない方

(4) その他

- ① 源泉所得税の期限後納付により生じた不納付加算税は、別表4において加算する。
- ② 事業所税の当期計上額のうち、販売費及び一般管理費に係るものは、債務未確定のため別表4において加算する。なお、製造原価に係るものは、損金経理により未払計上した金額が損金算入が認められる。前期計上額で当期納付済のものは、債務が確定しているため損金算入となる。

【計算過程】 (単位: 円)

(租税公課等について)

1. (1) に対応する税務処理

納税充当金支出事業税 67,930,300 (減算)

2. (2) に対応する税務処理

① 法人税額控除所得税額 (株式出資)

i 個別法

イ A社株式

260,355

ロ B社株式

$204,200 \times \frac{4}{12} (0.334) = 68,202$

ハ C社株式

$408,400 \times \frac{9}{12} (0.750) = 306,300$

ニ イ + ロ + ハ = 634,857

ii 簡便法

イ A社株式

260,355

ロ B社株式

$204,200 \times \frac{1}{2} = 102,100$

ハ C社株式

$408,400 \times \frac{1}{2} = 204,200$

ニ イ + ロ + ハ = 566,655

iii 有利選択

i > ii ∴ 634,857 (加算)

② 法人税額控除所得税額 (その他)

i D社社債

76,575

ii 銀行預金

$259,725 - 30,000 = 229,725$

iii i + ii = 306,300

③ 損金経理住民税利子割額 30,000

④ 合計

① + ② + ③ = 971,157 (加算)

【計算過程・続き】 (単位: 円)

3. (3) に対応する税務処理

- ① 外国源泉税の損金不算入額 (X社株式)
1,600,000 (加算)
- ② 控除対象外国法人税額 (Y社株式)
 $625,000 < 2,500,000 \times 35\% = 875,000$
 $\therefore 625,000$ (加算)
- ③ ①+②=2,225,000 (加算)

4. (4) に対応する税務処理

- ① 中間申告法人税等
 - i 損金経理法人税 140,250,000 (加算)
 - ii 損金経理住民税 29,296,000 (加算)
 - iii $i + ii = 169,546,000$ (加算)
- ② 当期末払法人税等増加額
損金経理納税充当金 120,154,600 (加算)
- ③ ①+②=289,700,600 (加算)

5. (5) に対応する税務処理

- ① 損金経理不納付加算税 50,000 (加算)
- ② 損金経理未払事業所税
 - i 前期未払事業所税認容 3,200,000 (減算)
 - ii 当期末払事業所税否認 3,750,000 (加算)
 - iii $ii - i = 550,000$ (加算)
- ③ ①+②=600,000 (加算)

この解答速報の著作権はT A C (株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

7. 海外子会社との取引について

(1) 譲渡損益の繰延べの意義

内国法人がその有する譲渡損益調整資産を，その内国法人との間に完全支配関係がある他の内国法人に譲渡した場合には，その譲渡損益調整資産に係る譲渡利益（損失）額に相当する金額は，その譲渡した事業年度の所得の金額の計算上，損金（益金）の額に算入する。

(2) 譲渡損益の繰延べの適用対象取引

(1) の取扱い，一定の内国法人がグループ内の他の一定の内国法人に対して譲渡した場合が対象であり，グループ内の外国法人が取引の当事者の一方である場合には適用されない。

【計算過程】（単位：円）

(海外子会社との取引について) 調整なし

8. 前期の法人税の申告について

前期の確定決算後，売上及び売上原価の計上漏れが判明し，前期の税務上申告調整が行われている。当期の確定決算において，会計上，前期の売上及び売上原価の計上漏れが取り込まれたため，税務上前期の申告調整の認容及び否認を行うこととなる。なお，仕訳の考え方は次のとおりである（単位：円）。

(1) 前期の税務上仕訳

(借) 売 掛 金 2,160,000	(貸) 売 上 2,160,000
売 上 160,000	未払消費税等 160,000
(借) 売 上 原 価 1,800,000	(貸) 商 品 1,800,000

(2) 当期の会計上仕訳

(借) 売 掛 金 2,160,000	(貸) 売 上 2,160,000
売 上 160,000	未払消費税等 160,000
(借) 売 上 原 価 1,800,000	(貸) 商 品 1,800,000

(3) 税務調整

(借) 売 上 2,160,000	(貸) 売 掛 金 2,160,000
未払消費税等 160,000	売 上 160,000
(借) 商 品 1,800,000	(貸) 売 上 原 価 1,800,000

この解答速報の著作権はT A C (株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

【計算過程】（単位：円）

（前期の法人税の申告について）

1．前期売上計上漏れ

前期売上計上漏れ認容 2,000,000（減算）

2．前期売上原価計上漏れ

前期売上原価計上漏れ否認 1,800,000（加算）

この解答速報の著作権はT A C (株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

9. 自己株式の取得について

(1) 自己株式の取得

法人が自己の発行する株式を取得した場合において，取得法人側では，取得金額に対応する資本金等の額を「取得資本金額」として資本金等の額を減少させる。また，「交付金銭等」から当該取得資本金額を差引いた金額を利益積立金額から減算する。なお，仕訳の考え方は，次のとおりである（単位：千円）。

① 会計上の仕訳

(借) 自 己 株 式 10,800	(貸) 現 金 10,800
--------------------	----------------

② 税務上の仕訳

(借) 資本金等の額 10,000	(貸) 現 金 10,800
利益積立金額 800	

③ 税務調整

(借) 資本金等の額 10,000	(貸) 自 己 株 式 10,800
利益積立金額 800	

(2) 期末利益積立金額及び期末資本金等の額の計算への記載方法

上記③税務調整に基づき，解答することになるが，答案用紙の様式上，下記のように「資本金等の額」部分を総額表示させて記載する（単位：千円）。すなわち，期末利益積立金額は 800千円のマイナスとして，期末資本金等の額は10,800千円のマイナスと 800千円のプラスとして，答案用紙に記載する。

(借) 資本金等の額 10,800	(貸) 自 己 株 式 10,800
(借) 利益積立金額 800	(貸) 資本金等の額 800

【計算過程】（単位：円）

（自己株式の取得について）

1. 期末利益積立金額の減少

交付金銭等10,800,000－取得資本金額10,000,000＝800,000 ∴ △800,000

2. 期末資本金等の額の減少

取得資本金額 10,000,000

上記は10,800,000の減少と800,000の増加に分解される ∴ △10,800,000

この解答速報の著作権はT A C (株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

10. 法人税額の計算

(1) 税額計算

法人区分	所得区分	税率
期末資本金 1 億円以下	所得金額のうち年 800万円以下の金額（千円未満切捨）	15%
	所得金額のうち年 800万円を超える金額（千円未満切捨）	23.9%
期末資本金 1 億円超	所得金額（千円未満切捨）	23.9%

(2) 控除所得税額

別表 4 で加算した金額を法人税額から控除する。

(3) 控除外国税額

① 控除対象外国法人税額

別表 4 の加算額

② 控除限度額

別表 1 の差引法人税額 $\times \frac{\text{当期の国外所得金額（※）}}{\text{当期の所得金額（別表 4 「差引計」）}}$

（※）当期の国外所得金額

i 国外源泉所得に係る所得金額

ii 当期の所得金額（別表 4 「差引計」） $\times 90\%$

iii i と ii のいずれか少ない方

③ 控除外国税額

①と②のうちいずれか少ない方

(4) 中間申告分の法人税額

当期の中間申告分の法人税額を記入する。

【計算過程】 (単位: 円)

(法人税額の計算)

1. 課税所得金額

900,000,000

2. 法人税額

$900,000,000 \times 23.9\% = 215,100,000$

3. 差引法人税額・法人税額計

215,100,000

4. 特定生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除

0

5. 所得税額控除額及び復興特別所得税控除額

$634,857 + 306,300 = 941,157$

6. 外国税額控除額

(1) 控除対象外国法人税額 (別表4加算額)

625,000

(2) 控除限度額

$215,100,000 \times \frac{2,430,000(※)}{900,000,000} = 580,770$

(※) $8,000,000 \times 5\% + (1,875,000 + 625,000) - 470,000 = 2,430,000$

(3) 控除外国税額

(1) > (2) ∴ 580,770

7. 納付すべき法人税額

(1) 差引所得に対する法人税額

$3. - 4. - 5. = 213,578,073 \rightarrow 213,578,000$ (百円未満切捨て)

(2) 納付すべき法人税額

$213,578,000 - \text{中間申告法人税額} 140,250,000 = 73,328,000$

問2

1. 特定同族会社の判定割合について

同族会社とは、株主等（その会社が自己の株式又は出資を有する場合のその会社を除く）の3人以下並びにこれらと特殊の関係のある個人（※）及び法人がその会社の発行済株式又は出資（その会社が有する自己の株式又は出資を除く）の総数又は総額の50%超を有する場合におけるその会社をいう。

また、特定同族会社とは、発行済株式の50%超を1株主グループにより支配されている会社（以下、被支配会社という）で、被支配会社であることについての判定の基礎となった株主又は社員から被支配会社でない法人を除外して判定するものとした場合においても被支配会社となるもの（資本金の額又は出資金の額が1億円以下であるものを除く）をいう。

（※）特殊の関係のある個人

- (1) 株主等の親族（配偶者、6親等内の血族、3親等内の姻族）
- (2) 株主等と事実上婚姻関係にある者（内縁の妻等）
- (3) 個人である株主等の使用人（お手伝いさん、その他の家事使用人等）
- (4) (1) から(3) 以外の者で、個人である株主等から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの（いわゆる妾等）
- (5) (2) から(4) に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

なお、本問では、Aの長男である株主BとBの配偶者である株主CがAと特殊関係のある個人に該当する。

【計算過程】

1. A株主グループの持株数

$$1,400(\text{株主A})\text{株} + 500(\text{株主B})\text{株} + 100(\text{株主C})\text{株} = 2,000\text{株}$$

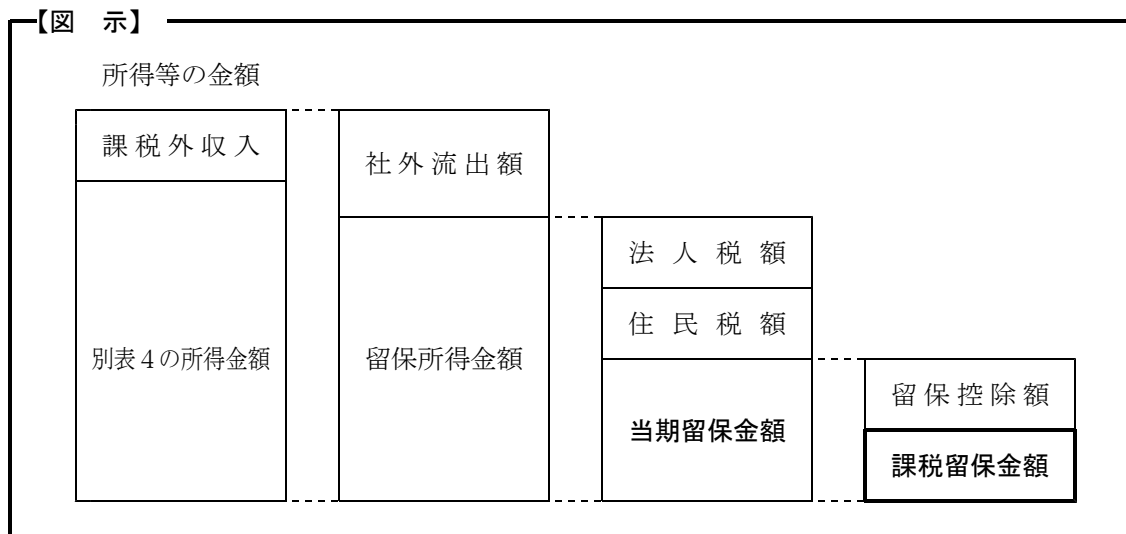
2. 特定同族会社の判定割合

$$\frac{2,000\text{株}}{3,600\text{株}(\text{※})} = 0.555555\cdots \rightarrow 55.5\%$$

(※) 自己株式 400株を除く

この解答速報の著作権はT A C (株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

2. 当期留保金額について



(注1) 所得等の金額

当期の課税所得に「課税外収入」を加えて算出する。「課税外収入」とは，各種の理由から益金不算入又は損金算入した項目（別表4の減算項目）をいい，現金支出を伴っていないため，内部留保されているので，この計算に含めている。本問では，受取配当等の益金不算入額及び欠損金の当期控除額が該当する。

(注2) 社外流出額

法人の外部に流出してしまっている項目は控除する。本問では，交際費等の損金不算入額及び翌期に行われた当期の決算に係る配当の額が該当する。

(注3) 当期留保金額

「法人税(※)・住民税」は，短期的に支出することが予測されるため，留保所得金額から控除する。

(※) 地方法人税も含む

この解答速報の著作権はTAC(株)のものであり、無断転載・転用を禁じます。

【計算過程】（単位：円）

1. 所得等の金額の計算

$$200,000,000 + 1,000,000 + 52,000,000 = 253,000,000$$

2. 留保所得金額の計算

$$253,000,000 - 4,500,000 - 18,000,000 = 230,500,000$$

3. 当期留保金額の計算

$$230,500,000 - 47,800,000 - 2,103,200 - 7,791,400 = 172,805,400$$

3. 課税留保金額について

(1) 課税留保金額

$$\text{当期留保金額} - \text{留保控除額} = \text{課税留保金額（千円未満切捨）}$$

(2) 留保控除額

留保金課税は同族会社の不当な内部留保に課税することが狙いであるが、企業の資本蓄積を阻害することがあってはならない。

そこで、適正な留保額（留保控除額）には課税しないこととしている。

留保控除額については、次の3つの計算方法があり、これらの計算方法により算出した金額のうち、最も多い金額を選択することになる。

	計 算 式
① 所得基準	当期の所得等の金額 × 40%
② 定額基準	2,000万円 × $\frac{\text{当期の月数}}{12}$
③ 積立金基準	期末資本金の額 × 25% - 期末利益積立金額

この解答速報の著作権はT A C (株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

【計算過程】（単位：円）

1. 留保控除額の計算

(1) 所得基準

$$(300,000,000 + 1,000,000) \times 40\% = 120,400,000$$

(2) 定額基準

$$20,000,000\text{円} \times \frac{12}{12} = 20,000,000$$

(3) 積立金基準

$$200,000,000 \times 25\% - 1,957,636,700 = \triangle 1,907,636,700$$

(4) (1)～(3)のうち最大 $\therefore$ 120,400,000

2. 課税留保金額の計算

$$194,458,100 - 120,400,000 = 74,058,100 \rightarrow \mathbf{74,058,000} \text{ (千円未満切捨て)}$$

問題 2

I. 各種所得の金額の計算

1. 事業所得の金額

(1) 所得の金額

- | |
|-----------------------|
| ① 総収入金額 |
| ② 必要経費 |
| ③ 青色申告特別控除額 |
| ④ 事業所得の金額 = ① - ② - ③ |

(2) 減価償却

所得税法における法定の償却方法は（旧）定額法である。また，法人税法における中小企業者と同様に，一定の要件を満たす青色申告者は，取得価額10万円以上30万円未満の減価償却資産については，その取得価額の合計額のうち 300万円に達するまでの取得価額の合計額をその業務の用に供した年分の必要経費に算入できるという特例がある。そのため，パソコンについては取得価額の全額を必要経費に算入し，複写機については定額法により計算された減価償却費を必要経費に算入する。

(3) 青色事業専従者給与（乙）

青色事業専従者に支払った給与のうち，労務の対価として相当であると認められる金額を，その給与の支給に係る年分のその事業に係る所得の金額の計算上必要経費に算入する。

(4) 青色申告特別控除額

青色申告者で不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営むものが，帳簿書類にこれらの所得に係る取引を詳細に記録等している場合には，合計65万円（所得の金額を限度とする）の青色申告特別控除額を控除する。

(5) 事業の遂行上取引先へ貸し付けた貸付金の利息は，事業所得の総収入金額に含まれる。

2. 利子所得

(1) 所得の金額

利子所得の金額 = 収入金額

(2) 課税方法

利子所得は，所得税法本法において，他の所得と総合（合計）して課税することと規定されているが，租税特別措置法で，他の所得と分離して課税する源泉分離課税とされている。

(3) 事業資金のための預金に係る利息は，利子所得の収入金額に含まれる。

この解答速報の著作権はT A C (株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

3. 雑所得

(1) 所得の金額（公的年金等以外）

$$\text{雑所得の金額} = \text{総収入金額} - \text{必要経費}$$

(2) 友人への貸付金の利息で，事業と無関係のものは，雑所得の総収入金額に該当する。

4. 配当所得

(1) 所得の金額

- ① 収入金額
- ② 負債の利子
- ③ 配当所得の金額 = ① - ②

5. 譲渡所得

(1) 所得の金額

- ① 総 合
 - i 譲渡損益
 - ii 内部通算
 - iii 生活に通常必要でない資産の損失の控除
 - iv 特別控除
- ② 土地建物等
 - i 譲渡損益
 - イ （分短）総収入金額 - （取得費 + 譲渡費用） = 譲渡損益
 - ロ （分長）イと同じ算式
 - ii 内部通算
- ③ 株式等
 - i 譲渡損益
 - イ 未公開 総収入金額 - （取得費 + 譲渡費用 + 負債の利子） = 譲渡損益
 - ロ 上 場 イと同じ算式
 - ii 内部通算

(2) 別荘は所有期間が5年を超えるため，分離長期譲渡所得に該当する。

6. 給与所得の金額

(1) 所得の金額

- ① 収入金額
② 給与所得控除額
③ 給与所得の金額 = ① - ②

(注) 本問では「給与所得控除後の給与等の金額」が資料として与えられているため、給与所得控除額を算定せず、直接給与所得を求める。

(2) 精算を要しない渡切り交際費は収入金額に含まれる。

【計算過程】 (単位: 円)

(1) 利子所得の金額 (源泉分離)

5,000

(2) 配当所得の金額

$190,000 - 80,000 = 110,000$

(3) 事業所得の金額

① 総収入金額 (営業収入)

$21,000,000 + 60,000 = 21,060,000$

② 必要経費

i 減価償却費

$200,000 + 150,000 (\text{※1}) + 50,000 (\text{※2}) = 400,000$

(※1) パソコン $150,000 < 300,000$ かつ $150,000 \leq 3,000,000 \therefore 150,000$

(※2) 複写機 $600,000 \times 0.200 \times \frac{5}{12} = 50,000$

ii 青色事業専従者給与

2,400,000

iii その他

$9,000,000 - 200,000 - 2,400,000 = 6,400,000$

iv $i + ii + iii = 9,200,000$

③ 青色申告特別控除額

$① - ② = 11,860,000 \geq 650,000 \therefore 650,000$

④ 事業所得の金額

$① - ② - ③ = 11,210,000$

この解答速報の著作権はT A C (株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

【計算過程・続き】（単位：円）

(4) 給与所得の金額

$$\text{収入金額 } 3,000,000 + 360,000 = 3,360,000 \quad \therefore 2,172,000$$

(5) 譲渡所得の金額

① 土地建物等（分離長期）

$$\text{建物 } \triangle 5,137,000 + \text{土地 } 9,100,000 = 3,963,000$$

② 株式等

$$2,000,000 - (1,000,000 + 20,000 + 10,000) = 970,000$$

(6) 雑所得の金額

$$75,000$$

Ⅱ. 課税標準の金額の計算

【計算過程】（単位：円）

(1) 総所得金額

$$110,000 + 11,210,000 + 2,172,000 + 75,000 = 13,567,000$$

(2) 長期譲渡所得の金額

$$3,963,000$$

(3) 株式等に係る譲渡所得等の金額

$$970,000$$

(4) 課税標準の合計額

$$(1) + (2) + (3) = 18,500,000$$

この解答速報の著作権はT A C (株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

Ⅲ. 課税所得金額の計算

1. 所得控除

(1) 医療費控除

① 適用要件

居住者が，各年において，自己又は自己と生計を一にする親族に係る医療費を支払った場合

② 医療費控除額

- i 支払った医療費の額 － 保険金等の額
- ii (課税標準の合計額 × 5%，10万円) いずれか低い金額
- iii i － ii = 医療費控除額 (200万円限度)

(2) 配偶者控除

① 適用要件

居住者が控除対象配偶者を有する場合

(注) 控除対象配偶者とは，居住者の配偶者でその居住者と生計を一にするもの（青色事業専従者で給与の支払いを受けるもの及び事業専従者に該当するものを除く）のうち，合計所得金額が38万円以下である者をいう。したがって，甲の妻である乙が青色事業専従者として給与の支払いを受けているため，配偶者控除の適用はない。

② 配偶者控除額

38万円（老人控除対象配偶者は48万円）

(注) 老人控除対象配偶者とは，控除対象配偶者のうち，その年の12月31日現在の年齢が70歳以上の者をいう。

(3) 扶養控除

① 適用要件

居住者が控除対象扶養親族を有する場合

(注1) 控除対象扶養親族とは、扶養親族のうち、その年の12月31日現在の年齢が16歳以上の者をいう。

(注2) 扶養親族とは、居住者と生計を一とする親族等のうち、合計所得金額が38万円以下であるものをいう。したがって、合計所得金額が266万円である丙(長男)は、甲の扶養親族には該当しない。

② 扶養控除額

- | | | | |
|-----|-----------------|----|------|
| i | 原則(一般の控除対象扶養親族) | …… | 38万円 |
| ii | 老人扶養親族 | …… | 48万円 |
| iii | 同居老親等 | …… | 58万円 |
| iv | 特定扶養親族 | …… | 63万円 |

(注1) 老人扶養親族とは、控除対象扶養親族のうち、その年の12月31日現在の年齢が70歳以上の者をいう。

(注2) 特定扶養親族とは、控除対象扶養親族のうち、その年の12月31日現在の年齢が19歳以上23歳未満の者をいう。したがって、丁(長女)は特定扶養親族に該当する。

2. 課税所得金額(千円未満切捨)

(1) 課税総所得金額

総所得金額から所得控除額の合計額を控除して「課税総所得金額」を計算する。

(2) 課税長期譲渡所得金額

① 平成21年に取得した国内にある土地を譲渡した場合の1,000万円の特別控除の特例

個人が、平成21年に取得した国内にある土地又は土地の上に存する権利を平成27年以降に譲渡した場合には、その土地等に係る譲渡所得の金額から1,000万円を控除することができる。なお、譲渡所得の金額が1,000万円に満たない場合にはその譲渡所得の金額が控除額になる。

② 分離課税の長期譲渡所得の金額から上記①の控除額を控除した金額が「課税長期譲渡所得金額」という課税所得金額となる。

(3) 株式等に係る課税譲渡所得等の金額

分離課税の株式等に係る譲渡所得等の金額は「株式等に係る課税譲渡所得等の金額」という課税所得金額となる。

【計算過程】 (単位: 円)

(1) 所得控除

① 医療費控除額

i 支払った医療費の額

$$30,000 + 500,000 = 530,000$$

ii 課税標準の合計額 $\times 5\%$ と 10 万円のいずれか低い金額

$$18,500,000 \times 5\% = 925,000 \geq 100,000 \quad \therefore 100,000$$

iii $i - ii = 430,000$

② 配偶者控除額

$$0$$

③ 扶養控除額 (丁に係る分)

$$630,000$$

④ その他の所得控除

$$1,480,000$$

⑤ 所得控除合計

$$\textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3} + \textcircled{4} = 2,540,000$$

(2) 課税総所得金額

$$13,567,000 - 2,540,000 = 11,027,000$$

(3) 課税長期譲渡所得金額

① 土地等の特別控除額

$$\text{譲渡所得 } 3,963,000 < 10,000,000 \quad \therefore 3,963,000$$

② 課税長期譲渡所得金額

$$3,963,000 - 3,963,000 = 0$$

(4) 株式等に係る課税譲渡所得等の金額

$$970,000$$

この解答速報の著作権はT A C (株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

IV. 算出税額及び配当控除額の計算

1. 算出税額

- (1) 課税総所得金額に係る所得税額 → [参考資料]により求める。
- (2) 課税長期譲渡所得金額に対する税額 → 100分の15を乗じる。
- (3) 株式等に係る課税譲渡所得等の金額に対する税額 → 100分の15 を乗じる。

2. 配当控除の計算

(1) 配当控除の対象となる配当

- ① 剰余金の配当
- ② 利益の配当
- ③ 剰余金の分配
- ④ 金銭の分配（投資法人から受けるものを除く）
- ⑤ 証券投資信託の収益の分配（特定外貨建等証券投資信託の収益の分配を除く）

(2) 配当控除額

① 剰余金の配当，利益の配当，剰余金の分配及び特定株式投資信託の収益の分配

その配当所得の金額の10%（課税総所得金額等から下記②及び③の配当所得の金額を控除した金額が1,000万円を超えるときは，その超える部分については5%）相当額

② 特定株式投資信託以外の証券投資信託（外貨建等証券投資信託を除く）の収益の分配

その配当所得の金額の5%（課税総所得金額等から下記③の配当所得の金額を控除した金額が1,000万円を超えるときは，その超える部分については2.5%）相当額

③ 一般外貨建等証券投資信託の収益の分配

その配当所得の金額の2.5%（課税総所得金額等が1,000万円を超えるときは，その超える部分については1.25%）相当額

（注）課税総所得金額等は下記のように計算される。つまり，課税山林所得金額及び課税退職所得金額以外の課税所得金額の合計額をいう。

課税総所得金額 + 課税短期譲渡所得金額 + 課税長期譲渡所得金額
+ 株式等に係る課税譲渡所得等の金額 + 先物取引に係る課税雑所得等の金額
+ 上場株式等に係る課税配当所得の金額

この解答速報の著作権はT A C (株)のものであり、無断転載・転用を禁じます。

【計算過程】 (単位：円)

(1) 算出税額

① 課税総所得金額に対する税額

$$1,950,000 \times 5\% + (3,300,000 - 1,950,000) \times 10\% + (6,950,000 - 3,300,000) \times 20\% \\ + (9,000,000 - 6,950,000) \times 23\% + (11,027,000 - 9,000,000) \times 33\% = \mathbf{2,102,910}$$

② 課税長期譲渡所得金額に対する税額

0

③ 株式等に係る譲渡所得等の金額に対する税額

$$970,000 \times 15\% = \mathbf{145,500}$$

④ ① + ② + ③ = 2,248,410

(2) 配当控除額

① 課税総所得金額等

$$11,027,000 + 0 + 970,000 = 11,997,000 > 10,000,000 \quad \therefore 5\%$$

② 配当控除額

$$110,000 \times 5\% = \mathbf{5,500}$$

問題 3

問 1

I. 課税標準額に対する消費税額

1. 課税標準額の計算は、以下のようになる。

$$\text{国内課税売上高の合計額（税込）} \times \frac{100}{108} = \times \times \times \rightarrow \text{課税標準額（千円未満切捨）}$$

2. 課税標準額に対する消費税額の計算は、以下のようになる。

$$\text{課税標準額} \times \text{税率（6.3\%）} = \text{課税標準額に対する消費税額}$$

3. 留意点

- (1) 海外取引先の求めに応じて、取引先の日本事務所に提供した業界情報に係る役務提供は国内取引であるため、課税売上に該当する。
- (2) 事業譲渡は営業に係る資産、負債の一切を含めて譲渡する契約であり、資産の譲渡については、課税資産と非課税資産を一括して譲渡するものと認められることから、課税資産と非課税資産の対価の額を合理的に区分して課税することとなる。**のれんは、課税資産であることからのれんに係る譲渡対価は、課税売上に該当する。**
- (3) 銀行預金に係る受取利息、土地及び株式の売却は、非課税売上に該当する。
- (4) 受取配当金は株主の地位に基づいて支払われるものであるから不課税売上に該当する。
- (5) 資産の譲渡等の対価として取得した外貨を円貨に交換することに伴って生じた為替差損益は、為替相場の変動に伴う損益であることから、原則として、資産の譲渡等の対価の額に含まれず、不課税取引に該当する。

II. 控除対象仕入税額

1. 判 定

- (1) 課税売上割合 $\geq$ 95% …… 仕入税額は全額控除
- (2) 課税売上割合 $<$ 95% …… 仕入税額は按分計算が必要

(注) (1) については、その課税期間の課税売上高が5億円（その課税期間が1年に満たない場合には年換算）以下の事業者に限り適用する。

2. 課税売上の返還等がある場合の課税売上割合の計算は以下のようになる。

$$\text{課税売上割合} = \frac{\text{課税売上高}}{\text{課税売上高} + \text{非課税売上高}}$$

この解答速報の著作権はT A C (株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

(注1) 課税売上高

(1) 総課税売上高 (税抜)
$\text{国内課税売上高 (税込)} \times \frac{100}{108} + \text{免税売上高}$
(2) 課税売上返還等 (税抜)
$\text{課税売上の返還等 (税込)} - \text{国内課税売上の返還等 (税込)} \times \frac{6.3}{108} \times \frac{80}{63}$
(3) 純課税売上高 (税抜)
(1) - (2)

(注2) 非課税売上高

$\begin{aligned} & \text{株式・公社債等・金銭債権 (売掛金等を除く) の譲渡対価} \times 5\% \\ & + \text{その他の非課税売上高} \end{aligned}$

3. 本問では，指示により個別対応方式により仕入税額控除の計算を行う。

(1) A 対応の課税仕入れ等の税額の合計額
(2) C 対応の課税仕入れ等の税額の合計額 $\times$ 課税売上割合
(3) (1) + (2) = 控除対象仕入税額

4. 仕入れ等に関する留意事項

- (1) 役員報酬，給与手当は雇用契約に基づく労働の対価であり，「事業」として行う資産の譲渡等の対価に当たらないため課税仕入れに該当しない。
- (2) 支払運賃のうち，国内売上に係る国内運賃については，営業部門の費用であることから，課税資産の譲渡等によりのみ要する費用に該当する。
- (3) 販売促進費のうち，国内代理店に係る販売手数料については，営業部門の費用であることから，課税資産の譲渡等によりのみ要する費用に該当する。
- (4) 旅費交通費のうち，営業部門の費用については課税資産の譲渡等によりのみ要する費用，管理部門の費用については，課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要する費用に該当する。

この解答速報の著作権はT A C (株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

(5) 法人税法の規定により売買があったものとされるリース取引（以下「リース取引」という）については，原則として，賃貸人が賃借人にその取引の目的となる資産の引渡しを行った日に資産の譲渡があったことになる。したがって，事業者が行ったリース譲渡が課税資産の譲渡等に該当する場合には，そのリース資産の譲渡対価の全額がその引渡しを行った日の属する課税期間における資産の譲渡等の対価の額に含まれる。本問のリース取引においては，法人税法上，リース料総額が取得価額として取り扱われることから，リース資産の引渡しを受けた日の属する課税期間である当期に，リース料総額を課税仕入れとして，仕入税額控除の規定の適用を受けることになる。なお，営業部門の費用であることから，課税資産の譲渡等によりのみ要する費用に該当する。

(6) 支払利息は，課税仕入れに該当しない。

Ⅲ. 貸倒れに係る消費税額

1. 事業者が，国内において行った課税売上げ（免税売上げを除く）について，その売掛金等の債権につき，貸倒れが生じた場合には，その貸倒れとなった日の属する課税期間の「課税標準額に対する消費税額」から，その「貸倒れに係る消費税額の合計額」を控除する。
2. 「貸倒れに係る消費税額」は，その「貸倒れとなった日の属する課税期間」において控除する。たとえ，その貸倒れが前期以前の売上げに係るものであっても処理が必要である。
3. 貸倒れに係る消費税額は以下のように計算される。

$$\text{貸倒れの金額} \times \frac{6.3}{108} = \text{貸倒れに係る消費税額}$$

Ⅳ. 納付税額

1. 差引税額の計算は，以下のように行う。

- (1) 課税標準額に対する消費税額に控除過大調整税額を加え，控除税額小計を差し引く。
- (2) 百円未満の端数を切り捨てる。

(注) 控除税額小計は以下のように計算される。

$$\text{控除税額小計} = \text{控除対象仕入税額} + \text{売上げに係る対価の返還等に係る消費税額} \\ + \text{貸倒れに係る消費税額}$$

2. 納付税額の計算は，以下のように行う。

中間納付として納付税額を一部前払いしている場合には，差引税額から中間納付消費税額を差し引いて納付税額を計算する。

(注) 本問では，中間納付税額控除前までとの指示があるため，差引税額まで計算する。

【計算過程】（単位：円）

1. 課税標準額（千円未満切捨）

$$\{(5,472,000,000 - 450,000,000) + 21,600,000 + 162,000,000\} \times \frac{100}{108} = 4,820,000,000$$

2. 控除対象仕入税額

(1) 課税売上割合

① 課税売上高

4,820,000,000

② 免税売上高

450,000,000

③ 非課税売上高

$2,250,000 + 104,400,000 + 32,000,000 \times 5\% = 108,250,000$

④ 課税売上割合

$$\frac{\text{①} + \text{②}}{\text{①} + \text{②} + \text{③}} = \frac{5,270,000,000}{5,378,250,000} = 0.97987\cdots$$

(2) 按分計算の要否の判定

① 課税売上割合

課税売上割合 $0.97987\cdots \geq 95\%$

② 課税売上高

$5,270,000,000 > 500,000,000$

③ 判 定

①及び②より，仕入税額は按分計算が必要である。

※ 以後，問題文の指示より，課税売上割合を98.0%として計算をする。

この解答速報の著作権はT A C (株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

【計算過程・続き】（単位：円）

(3) 区分経理及び税額

① 課税資産の譲渡等によりのみ要するもの

$$(4,212,648,000 + 81,000,000 + 50,220,000 + 23,760,000 + 19,440,000 + 86,400,000) \times \frac{6.3}{108} = 260,952,300$$

② その他の資産の譲渡等によりのみ要するもの

$$1,944,000 \times \frac{6.3}{108} = 113,400$$

③ 課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの

$$(1,944,000 + 8,856,000) \times \frac{6.3}{108} = 630,000$$

3. 課税標準額に対する消費税額

$$4,820,000,000 \times 6.3\% = 303,660,000$$

4. 控除対象仕入税額（個別対応方式）

$$260,952,300 + 630,000 \times 98.0\% = 261,569,700$$

5. 貸倒れに係る消費税額

$$3,240,000 \times \frac{6.3}{108} = 189,000$$

6. 納付すべき消費税額（中間納付税額控除前，百円未満切捨て）

$$303,660,000 - (261,569,700 + 189,000) = 41,901,300$$

問2

I. 簡易課税制度

1. 簡易課税制度は、次の2つの要件を満たした場合に適用される。

- (1) 前期末までに「消費税簡易課税制度選択届出書」の提出あり
- (2) 基準期間における課税売上高 $\leq$ 5,000万円

本問においては、上記要件を満たすS2社について、簡易課税制度を適用する。

2. 簡易課税制度を適用する場合、その課税期間の「課税標準額に対する消費税額」に「貸倒回収に係る消費税額」を加え、「売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額」を控除した「残額（基礎となる消費税額）」に「みなし仕入率」を乗じて計算した金額を「控除対象仕入税額」とみなす。

控除対象仕入税額 =

$$\left(\begin{array}{l} \text{課税標準額に} \\ \text{対する消費税額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{貸倒回収に} \\ \text{係る消費税額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{売上げに係る対価の返還等} \\ \text{に係る消費税額の合計額} \end{array} \right) \times \text{みなし仕入率}$$

II. 控除対象仕入税額

- 1. 課税売上割合 $\geq$ 95% …… 仕入税額は全額控除
- 2. 課税売上割合 $<$ 95% …… 仕入税額は按分計算が必要

(注) 1. については、その課税期間の課税売上高が5億円（その課税期間が1年に満たない場合には年換算）以下の事業者に限り適用する。本問においては、P社は課税売上割合が95%以上であるが、課税期間の課税売上高が5億円を超えているため、仕入税額は按分計算が必要となる。

【計算過程】 (単位: 円)

1. P 社

(1) 課税標準額及び課税標準額に対する消費税額

① 課税標準額 (千円未満切捨)

$$1,296,000,000 \times \frac{100}{108} = 1,200,000,000$$

② 課税標準額に対する消費税額

$$1,200,000,000 \times 6.3\% = 75,600,000$$

(2) 控除対象仕入税額

① 仕入税額の按分計算の要否

i 課税売上割合

$$98\% \geq 95\%$$

ii 課税売上高

$$1,296,000,000 > 500,000,000$$

iii 判定

ii より, 仕入税額は按分計算が必要である。

② 区分経理及び税額

i 課税資産の譲渡等により要する課税仕入れ

$$1,036,800,000 \times \frac{6.3}{108} = 60,480,000$$

ii その他の資産の譲渡等により要する課税仕入れ

$$648,000 \times \frac{6.3}{108} = 37,800$$

iii 課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要する課税仕入れ

$$10,800,000 \times \frac{6.3}{108} = 630,000$$

iv 課税仕入れ等の税額の合計額

$$1,048,248,000 \times \frac{6.3}{108} = 61,147,800$$

③ 個別対応方式

$$60,480,000 + 630,000 \times 98\% = 61,097,400$$

④ 一括比例配分方式

$$61,147,800 \times 98\% = 59,924,844$$

【計算過程・続き】（単位：円）

⑤ 控除対象仕入税額

$$\textcircled{3} > \textcircled{4} \quad \therefore 61,097,400$$

(3) 納付すべき消費税額（中間納付税額控除前，百円未満切捨て）

$$75,600,000 - 61,097,400 = 14,502,600$$

2. S 1 社

(1) 課税標準額及び課税標準額に対する消費税額

① 課税標準額（千円未満切捨て）

$$486,000,000 \times \frac{100}{108} = 450,000,000$$

② 課税標準額に対する消費税額

$$450,000,000 \times 6.3\% = 28,350,000$$

(2) 控除対象仕入税額

① 仕入税額の按分計算の要否

i 課税売上割合

$$99\% \geq 95\%$$

ii 課税売上高

$$486,000,000 \leq 500,000,000$$

iii 判定

仕入税額は全額控除出来る。

② 控除対象仕入税額

$$173,880,000 \times \frac{6.3}{108} = 10,143,000$$

(3) 納付すべき消費税額（中間納付税額控除前，百円未満切捨て）

$$28,350,000 - 10,143,000 = 18,207,000$$

【計算過程・続き】 (単位:円)

3. S2社

(1) 課税標準額及び課税標準額に対する消費税額

① 課税標準額 (千円未満切捨)

$$75,600,000 \times \frac{100}{108} = 70,000,000$$

② 課税標準額に対する消費税額

$$70,000,000 \times 6.3\% = 4,410,000$$

(2) 控除対象仕入税額

① 簡易課税制度

i 前期末までに「消費税簡易課税制度選択届出書」の提出あり

ii $48,000,000 \leq 50,000,000$

iii i及びiiより、簡易課税制度を適用する。

② 基礎となる消費税額

$$4,410,000$$

③ 控除対象仕入税額

$$4,410,000 \times 80\% = 3,528,000$$

(3) 納付すべき消費税額 (中間納付税額控除前, 百円未満切捨て)

$$4,410,000 - 3,528,000 = \mathbf{882,000}$$

4. S3社

(1) 課税標準額及び課税標準額に対する消費税額

① 課税標準額 (千円未満切捨)

$$48,600,000 \times \frac{100}{108} = 45,000,000$$

② 課税標準額に対する消費税額

$$45,000,000 \times 6.3\% = 2,835,000$$

【計算過程・続き】 (単位：円)

(2) 控除対象仕入税額

① 簡易課税制度

前期末までに「消費税簡易課税制度選択届出書」の提出なし

∴ 簡易課税制度を適用出来ない。

② 仕入税額の按分計算の要否

i 課税売上割合

$$88\% < 95\%$$

ii 判 定

仕入税額は按分計算が必要である。

③ 区分経理及び税額

i 課税資産の譲渡等によりのみ要する課税仕入れ

$$34,020,000 \times \frac{6.3}{108} = 1,984,500$$

ii その他の資産の譲渡等によりのみ要する課税仕入れ

$$7,560,000 \times \frac{6.3}{108} = 441,000$$

iii 課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要する課税仕入れ

$$1,620,000 \times \frac{6.3}{108} = 94,500$$

iv 課税仕入れ等の税額の合計額

$$43,200,000 \times \frac{6.3}{108} = 2,520,000$$

④ 個別対応方式

$$1,984,500 + 94,500 \times 88\% = 2,067,660$$

⑤ 一括比例配分方式

$$2,520,000 \times 88\% = 2,217,600$$

⑥ 控除対象仕入税額

$$\textcircled{4} < \textcircled{5} \quad \therefore 2,217,600$$

(3) 納付すべき消費税額 (中間納付税額控除前, 百円未満切捨て)

$$2,835,000 - 2,217,600 = \mathbf{617,400}$$